

別表(第2条関係)

指定変更承認基準

1 途中転居	
事由	就学途中に転居し、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障がないときは、当該学校に通学することができる。
対象	小・中学校の全学年
添付書類	通学路図
期間	学年末まで
2 転居予定	
事由	転居予定で、事前に転居予定先の学区の学校を希望する場合は、学期始めから当該学校に通学することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	転居予定先を明らかにできる書類 通学路図
期間	転居の日まで
3 住居の新築・改築等	
事由	住居の購入・新築・改築をするために一時学区外に住所を有する場合は、それに必要な期間、当該住居のある学区の学校へ通学することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	住宅等の契約書の写し 建築確認申請書等の写し 通学路図
期間	住居の完成まで
4 留守家庭	
事由	下校時に自宅に保護者が不在である等の理由で、親戚宅等へ下校する場合は、親戚宅等のある学区の学校へ通学することができる。
対象	小学校全学年
添付書類	預け先の承諾書 通学路図
期間	学年末まで(更新可能)
5 住居のみの異動	
事由	やむを得ない諸事情により住民票を異動できない場合は、現に居住している学区の学校に通学することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	自治会長等の居住証明書
期間	学年末まで(更新可能)
6 教育的配慮	
事由	(1) 児童・生徒の交友関係で特に考慮する必要が認められる場合は、実情調査のうえ、現に居住している学区外の学校へ通学することができる。 (いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る。) (2) 兄弟姉妹のいずれかが指定校を変更した場合は、当該兄弟姉妹が在籍する期間中に限り同一校へ入学

	又は転校することができる。
対 象	小・中学校全学年
添付書類	(1) 学校長の意見書又は教育相談機関の意見書等 (2) 通学路図
期 間	(1) 当該事由が解決するまで (2) 卒業まで
7 健康上理由	
事 由	健康上、やむを得ないと認められる理由がある場合は、 実情調査のうえ、学区外の学校へ通学することができる。
対 象	小・中学校全学年
添付書類	医師の診断書等 通学路図
期 間	当該事由が解決するまで